

(別記1)

## 公園事業の決定等の取扱細目（第2章第9関係）

公園事業の決定に当たっては、風致景観の保護に留意しつつ適正な公園利用を推進するため、公園計画に基づき執行される公園事業の種類、位置、規模等の整備すべき公園施設（既存施設含む。）の大綱を定めることとしているが、その取扱いについては次のとおりとする。

### 1 決定すべき公園事業の位置及び規模

決定すべき公園事業の位置及び規模は、添付1「決定すべき公園事業の位置及び規模」に定めるところにより決定するものとする。

### 2 決定書等の作成

公園事業の決定に当たっては、添付2「公園事業の決定書等作成要領」に定めるところにより、決定書等（添付図面を含む。）を作成するものとする。

### 3 公園事業の決定等の公示

決定内容のうち、福島県報に登載すべき事項は、国定公園事業又は県立自然公園事業の名称、種類及び位置とする。

### 4 決定事項の廃止又は変更

公園事業の決定事項の廃止又は変更が必要と認められるときは、決定の場合に準じて変更又は廃止を行うものとする。

(添付1)

## 決定すべき公園事業の位置及び規模

決定すべき公園事業の位置及び規模は、公園事業の種類ごとに、次表のとおりとする。

また、事業の位置決定に際しては、縮尺 1/25,000 の図面（路線図又は位置図）を添付するものとする。

なお、公園事業の位置及び規模は、国定公園及び県立自然公園の利用動向、利用上の必要性及び風致景観上の支障の程度等を考慮して適正なものとするとともに、決定に当たっては下記の事項に留意することとする。

### 1 公園事業の位置について

公園事業の位置については、原則として事業執行が見込まれる路線、区域又は位置について決定することとする。ただし、各公園施設が近接して不連続に分布する場合は、介在する事業執行が当面見込まれていない路線又は区域を含めて公園事業の位置とみなすことができるものとする。

### 2 取付け道路について

各施設への取付け道路は、施設の規模として算出することを省略することができるものとする。

### 3 路線について

計画路線の一部について決定する場合は、利用上のまとまりを考慮して決定する路線を定める。

### 4 区域について

- (1) 園路等の線的施設の敷地については、区域面積に算入することを省略できる。
- (2) 園路等の線的施設が高密度で整備される地区については、当該公園施設敷間に介在する当該公園施設敷以外の土地も含めて、区域とみなすことができる。
- (3) 水泳場、舟遊場又は係留施設等に係る水域の区域面積は、施設の占用許可面積等を基に算定する。
- (4) 給水施設又は排水処理施設の区域面積は、給水又は排水処理対象区域面積を基に算定する。

### 5 最大宿泊者数について

最大宿泊者数は次に掲げる指標を参考に、公園利用の快適性の確保及び環境保全上の制約の観点から定めるものこととする。当該地域の公園利用上の特性や自然環境の状況を踏まえたその他の指標を参考に定めることも可とする。

- (1) 和室の場合、寝室たる客室について畳2帖につき1人、洋室の場合、ダブルベッドは2人、ツインベッドは2人、シングルベッドは1人を目安として計算する。ただし、山小屋及びコテージについては寝室たる客室について畳1帖につき1人を目安とする。

また、テントサイトの場合は30㎡につき1人を目安として計算する。ただし、山岳地帯においてはこの限りではない。

- (2) 宿泊利用者数に対する上水の供給能力及び下水の処理能力、公園施設敷の限界等、環境保全上の制約条件等がある場合は、それらを考慮して最大宿泊者数を定める。

#### 6 付帯施設の包括について

各施設は、令第1条及び条例規則第1条の2に掲げる施設であって、当該施設に付帯し、かつ機能的に密接な関係にある他の施設であるところの付帯施設（以下「付帯施設」という。）を包括した公園事業として決定することができるものとする。

なお、最大宿泊者数、区域面積を定めることとしない事業において、野営場事業を付帯施設とする場合には、原則として別途最大宿泊者数、区域面積を定めることとする（当該事業に含めることができる付帯施設の一覧及び留意点については「国立公園事業執行取扱要領（令和4年4月1日付け環自国発第22040111号自然環境局長通知）」別添3を参照。）。ただし、宿舍を他の施設に包括することはできないものとする。

決定すべき公園事業の位置及び施設の規模一覧表

公園事業の種類	公園事業の位置 (添付図面)	公園事業の規模 (単位)
道路 (車道)	路線 (路線図)	路線距離(km)・有効幅員(m)
道路 (自転車道)	路線 (路線図)	路線距離(km)
道路 (歩道)	路線 (路線図)	路線距離(km)
橋	路線 (路線図)	路線距離(km)
広場	区域 (区域図)	区域面積(ha) (野営場を付帯する場合 最大宿泊者数 (人/日))
園地	区域 (区域図)	区域面積(ha) (野営場を付帯する場合 最大宿泊者数 (人/日))
宿舍 避難小屋	区域 (区域図) 区域 (位置図)	区域面積 (ha)・最大宿泊者数 (人/日) 箇所数 (箇所) (野営場を付帯する場合 最大宿泊者数 (人/日)・区域面積 (㎡))
休憩所	区域 (区域図)	区域面積 (ha)
展望施設	区域 (区域図)	区域面積 (ha)
案内所	区域 (区域図)	区域面積 (ha)
野営場	区域 (区域図)	区域面積(ha)・最大宿泊者数(人/日)
運動場	区域 (区域図)	区域面積(ha)
水泳場	区域 (区域図)	区域面積(ha)
舟遊場	区域 (区域図)	区域面積(ha)
スキー場	区域 (区域図)	区域面積(ha)
スケート場	区域 (区域図)	区域面積(ha)
乗馬施設	区域 (区域図)	区域面積(ha)

車庫	区域 (区域図)	区域面積 (ha)
駐車場	区域 (区域図)	区域面積 (ha)
燃料等供給施設	区域 (区域図)	区域面積 (ha)
昇降機	位置 (位置図)	箇所 (箇所数)
自動車運送施設	路線 (路線図)	路線距離 (km)
自動車運送施設 (専用自動車道の場合)	路線 (路線図)	路線距離 (km) ・ 有効幅員 (m)
自動車運送施設 (単独施設的なものみの場合)	区域 (区域図)	区域面積 (ha)
船舶運送施設	路線 (路線図)	路線距離 (km)
水上飛行機	路線 (路線図)	路線距離 (km)
鉄道運送施設	路線 (路線図)	路線距離 (km) ・ 最大輸送量 (人/時)
索道運送施設	路線 (路線図)	路線距離 (km) ・ 最大輸送量 (人/時)
一般自動車道	路線 (路線図)	区間距離 (km) ・ 幅員 (m)
係留施設	区域 (区域図)	区域面積 (ha)
給水施設	区域 (区域図)	区域面積 (ha) ・ 給水量 (m <sup>3</sup> /日)
排水施設	区域 (区域図)	区域面積 (ha) ・ 排水処理量 (m <sup>3</sup> /日)
医療救急施設	区域 (区域図)	区域面積 (ha)
公衆浴場	区域 (区域図)	区域面積 (ha)
公衆便所	位置 (位置図)	箇所数 (箇所)
汚物処理施設	区域 (区域図)	区域面積 (ha)
博物館	区域 (区域図)	区域面積 (ha)
植物園	区域 (区域図)	区域面積 (ha)
動物園	区域 (区域図)	区域面積 (ha)
水族館	区域 (区域図)	区域面積 (ha)
博物展示施設	区域 (区域図)	区域面積 (ha)
野外劇場	区域 (区域図)	区域面積 (ha)
植生復元施設	区域 (区域図)	区域面積 (ha)
動物繁殖施設	区域 (区域図)	区域面積 (ha)
砂防施設	区域 (区域図)	区域面積 (ha)
防火施設	区域 (区域図)	区域面積 (ha)
自然再生施設	区域 (区域図)	区域面積 (ha)

(添付2)

### 公園事業の決定書作成要領

公園事業の決定書、廃止書及び変更書は、本要領の定めるところにより作成することとする。

- 1 公園事業の決定書（添付図面を含む。）は、様式1によることとする。
- 2 公園事業の廃止書（添付図面を含む。）は、様式2によることとする。
- 3 公園事業の変更書（添付図面を含む。）は、様式3又は様式3-2によることとする。

様式1 (取扱要領 別記1 添付2 関係)

〇〇〇〇〇〇〇公園

福島県告示第

号

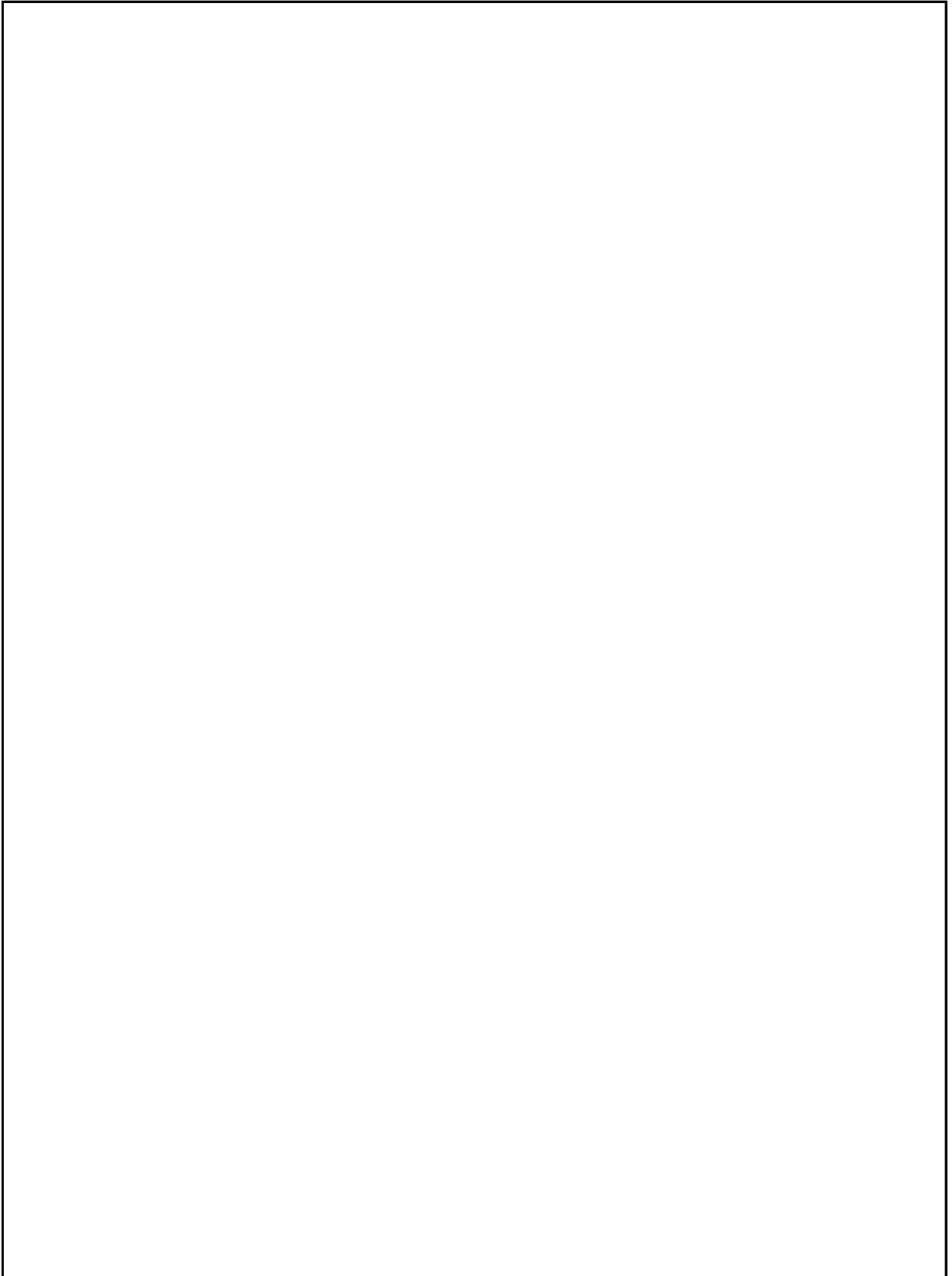
事業決定書

年 月 日

事業決定事項	公園事業の 名称及び種類	
	公園事業の位置	
	公園事業の規模	
	添付図面	

参 考 事 項	公園 計 画	施 設 計 画	福島県告示第	号
			年 月 日	
		規 制 計 画	福島県告示第	号
			年 月 日	
		公園事業者 (予定)		
	工 種			
	備 考			

添付図面



## 1 決定書

### (1) 公園事業の名称及び種類欄

名称は、道路等にあつては施設計画の路線名、園地等の単独施設等にあつては公園計画書記載の地名通称とする。ただし、集団施設地区にあつては、各集団施設地区の名称とする。

### (2) 公園事業の位置欄

公園計画書の記載と同一とする。ただし、集団施設地区にあつては、当該集団施設地区名を地名通称又は起終点とする。

### (3) 公園計画欄

施設計画欄には、集団施設地区の場合、「集団施設地区」と記載する。

規制計画欄には、特別保護地区、第1種特別地域、第2種特別地域、第3種特別地域、普通地域の順に、該当する地域地種区分を記載する。

### (4) 告示年月日及び番号欄

規制計画の特別保護地区にあつては法第21条、特別地域にあつては法第20条または条例第21条、普通地域にあつては法第5条又は条例第5条、施設計画にあつては法第7条又は条例第7条に係る告示年月日及び番号を記載する。

### (5) 備考欄

備考欄には、施設整備計画の概要を記載する。

## 2 添付図面（決定図）

### (1) 使用地図及び規格

原則として、国土地理院発行の縮尺1/25,000の地形図を使用する。規格は日本産業規格（JIS）A4とするが、表示しきれない場合はA3とする（複数枚にわたっても可）。

### (2) 表示方法

- ・ 路線を定めるものにあつては、該当路線を実線で表示し、起終点を明らかにする。集団施設地区内の道路等の枝線が多くて表示が困難な路線は、代表的な路線をもって表示する。
- ・ 区域を定めるものにあつては、該当区域の区域線を表示し、必要に応じてその線種を明らかにする。なお、区域面積が5ha未満のものについては、該当位置に直径10mmの円を表示することで区域線の表示に代えることができるものとする。
- ・ 位置を定めるものにあつては、該当位置に直径10mmの円を表示する。
- ・ 以上の方法で表示した公園事業の位置に事業の名称及び種類を明記する。



様式2 (取扱要領 別記1 添付2 関係)

〇〇〇〇〇〇〇公園

福島県告示第 号

事業廃止書

年 月 日

事業 決定 事項	公園事業の 名称及び種類	
	公園事業の位置	
	公園事業の規模	
	添付図面	

参 考 事 項	公 園 計 画	施 設 計 画	福島県告示第 号 年 月 日
		規 制 計 画	福島県告示第 号 年 月 日
	備 考	事業決定 ( 年 月 日福島県告示第 号) の廃止	

作成上の留意事項

1 記載方法

決定書にならって記載する。

なお、備考欄には、廃止前の公園事業の決定の告示年月日の番号も記載する。

数次にわたって変更されている場合には、直前の変更に係る告示年月日及び番号を記載する。

2 添付図面 (廃止図)

決定書の添付図面 (決定図) にならって作成する。

様式3 (取扱要領 別記1 添付2 関係)

〇〇〇〇〇〇〇公園

事業変更書

福島県告示第	号
年 月 日	

事業 決定 事項		変更前	変更後
	公園事業の 名称及び種類		
	公園事業の位置		
	公園事業の規模		
	添付図面		

参 考 画	公 園 計 画	施 設 計 画	福島県告示第	号
		規 制 計 画	年 月 日	
事 項		公園事業者 (予定)	福島県告示第	号
		工 種	年 月 日	
	備 考	事業決定 ( 年 月 日福島県告示第 号) の変更		

作成上の留意事項

1 記載方法

決定書にならって記載する。

なお、備考欄には、施設整備の概要のほか、変更前の公園事業の決定の告示年月日及び番号も記載する。数次にわたって変更されている場合には、直前の変更に係る告示年月日及び番号を記載する。

2 複数事業の場合

同一の計画で複数の公園事業の決定がなされているものを統合する等の変更を行う場合は、変更書様式3-2を使用することとする。

3 添付図面 (廃止図)

決定書の添付図面 (決定図) にならって作成する。

様式3-2 (取扱要領 別記1 添付2関係)

〇〇〇〇〇〇〇公園  
事業変更書

福島県告示第	号
年 月 日	

事業 決 定 事 項	変更前		変更後	
	公園事業の名称及び種類	公園事業の位置及び規模	公園事業の名称及び種類	公園事業の位置及び規模
	年 月 日 告示第 号			
	年 月 日 告示第 号			
	年 月 日 告示第 号			
	添 付 図 面		添 付 図 面	

参 考	公 園 計 画	施設計画	年 月 日	福島県告示第	号
		規制計画	年 月 日	福島県告示第	号
事 項	公園事業者 (予定)			備 考	事業決定 ( 年 月 日福島県告示第 号、 年 月 日福島県告示第 号及び 年 月 日福島県告示第 号) の変更
	工 種				